

サービス産業動向調査（仮称）に係る業務の民間委託について（案）

平成19年11月
総務省統計局

公共サービス改革基本方針（平成18年12月22日閣議決定）等に基づき、サービス産業動向調査（仮称）の民間委託について行った検討の結果は以下のとおり。

1. 委託業務の範囲

サービス産業動向調査（仮称）に係る業務のうち、民間委託する業務の範囲は、調査準備、調査実施及び調査票の入力とする。なお、製表（調査票の入力を除く）に係る業務については、当面、独立行政法人統計センターにおいて実施することとし、統計局は、同センターと連携して、試験調査及び本調査で収集したデータによる欠測値補完・推計手法、異常値検出手法等の検討・検証結果等を踏まえ、安定した統計作成手法の確立を図ることとする。

【理由】

本調査は、サービス産業全体の売上高を月次で把握する初めての調査であることから、統計の作成に当たっては、調査票提出の遅れ等に伴う欠測値補完・推計手法、異常値検出手法等の妥当性の検証等様々なデータの分析が必要であり、調査創設当初は、第一の目的である調査結果の安定提供に向けて、当面、これらの作業に伴う臨機応変な対応が必要である。

上記の課題に対応するため、調査票の入力を除く製表に係る業務については、以下の点を考慮し、当面、独立行政法人統計センターにおいて実施する。

- ・調査創設当初において、サービス産業全般の事業所について経済活動等を概括的に把握する唯一の大規模周期調査であるサービス業基本調査の製表を実施した同センターの経験が有効であること
- ・月次のタイトな期限の下での製表に関し、統計局実施の大規模な月次調査の製表を実施している同センターの経験が有効であること

その上で、統計局においては、同センターの知見を活用しつつ、試験調査及び本調査で収集したデータによる欠測値補完・推計手法、異常値検出手法等の検討・検証を進め、その結果等を踏まえて安定した統計作成手法の確立を図ることとする。

以上を踏まえ、民間委託する業務の範囲は、調査準備（調査員の確保・研修等）、調査実施（調査票の配布・回収・検査、督促・照会対応等）及び調査票の入力とする。

2. 入札方法

調査創設当初は、統計調査の民間開放に係るこれまでの議論を踏まえ、一般的に必要と考えられる事項などに基づき、価格だけでなく、民間事業者の業務遂行能力についても考慮の上、会計法に基づく入札手続により委託業者を決定する。なお、平成23年に行う予定の契約（平成23年7月から調査実施準備を開始する調査に係る契約）に係る入札においては、それまでの業務の実施状況等のデータに基づき、公共サービス改革法の対象業務とすることを含め入札方法について検討する。

【理由】

本調査は、サービス産業全体の売上高を月次で把握する初めての調査であり、今般民間委託することとしている業務に関し、回収率や記入状況等の求められる質の水準をどのように設定するか、各業務を効果的・効率的に遂行する上で重要な点は何かなど、サービスの質や民間事業者の業務遂行能力の評価の在り方についても、実績との比較に基づく検討を経ながら確立していくことが必要である。この検討に当たっては、1年程度データを蓄積する必要があるが、平成21年3月からの次回入札手続の準備は平成20年11月頃から着手する必要がある、その時点ではまだデータの蓄積が不十分である。こうした状況を勘案し、平成23年に行う次々回の入札においては、公共サービス改革法の対象業務とすることを含め、入札方法について検討することとし、平成22年5月末までに結論を得ることとしたい。

他方、上記のような知見を得ることのできない当初入札時及び次回入札時においても、本調査の質を確保するためには、一定の業務遂行能力を有する民間事業者に委託することが必要である。このため、過去の調査実績等の一般的に必要と考えられる事項に基づいて、価格だけでなく民間事業者の業務遂行能力についても考慮の上、会計法に基づく入札手続により委託業者を決定することとしたい。

3. 今後の予定

19年11月～ 12月	統計調査の申請・承認手続 予算内示
19年12月 ～20年3月末	入札手続
20年4月～ 7月～	民間事業者において調査実施準備 本調査開始
～平成21年 (次回入札)	次回入札手続(平成21年3月から入札手続)
～平成23年 (次々回入札)	次々回入札手続(平成23年3月から入札手続) 公共サービス改革法の対象業務とすることについて平成 22年5月末までに結論

製表等業務の民間委託の可能性については、安定した統計作成手法を確立した上で検討